令　和　８　年

第６回　教育委員会　定例会

議　事　録

佐 渡 市 教 育 委 員 会

令和８年　第６回（定　例）・臨　時　委員会　議　事　録

委　員　会　日　程		会　場
開会日時	令和８年５月 21 日　午前・（後）　４時 00 分	佐渡市役所本庁舎２階 1-202, 203 会議室
閉会日時	令和８年５月 21 日　午前・（後）　５時 52 分	
延会日時	令和　年　月　日　午前・後　時　分	

出　席　者	欠　席　委　員	会議録署名委員
教育長　香遠　正浩		加藤　雄一郎
１番委員　加藤　雄一郎		瀧川　紀子
２番委員　瀧川　紀子		
３番委員　岩崎　奈美		
４番委員　後藤　まき子		

議　案　説　明　の　た　め　出　席　し　た　職　員

教育次長　笠井　貴弘

学校教育課長　計良　好昭

社会教育課長　遠藤　隆行

子ども若者課長　余湖　雅美

学校教育課　管理主事　野口　幸雄

子ども若者課
施設長　鬼　麻也

学校教育課
課長補佐　濱﨑　賢一
専門員　川上　忠子

傍　聴　人	有・（無）	
報告の要旨	「議事の概要」のとおり	

会議で行った選挙の結果
なし
会議に付議した事件の題目
委員の議席の指定について 議案第68号　佐渡市地域クラブ活動推進協議会設置要綱の一部を改正する告示の制定について 議案第69号　佐渡市母子生活支援施設条例の一部を改正する条例の制定について 議案第70号　佐渡市立松ヶ崎中学校区学校運営協議会委員の任命に係る専決処理について 議案第71号　佐渡市教育委員会職員の懲戒処分等について 報告事項１　学校情報について 意見交換１　佐渡市教育振興基本計画（R9～R13）策定スケジュール(案)について 意見交換２　保育園・学校再編統合計画　見直しの進め方 意見交換３　遠距離通学支援統一基準について 次回会議開催日
採決の結果及び可否の数を計算したときは、その数
なし

請願、陳情	有・(無)	有の場合、別紙のとおり

その他必要と認めた事項
特になし

	午後２時 00 分開会
香遠教育長	ただ今から令和８年第６回佐渡市教育委員会定例会を開会します。 日程第１「議事録署名委員の指名について」です。本定例会の署名委員は教育委員会会議規則第 18 条の規定により、加藤委員と瀧川委員の２名を指名いたします。よろしくお願いします。 日程第２「委員の議席の指定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
計良学校教育課長	計良学校教育課長 委員の議席につきましては、資料にも、会議規則をおつけしておりますけども、会議規則の第５条第１項におきまして、委員の出席は教育長がこれを定めて番号表を付ける、と規定されております。 これまでの慣例では、職務代理者を１号委員続いて、委員の経験年数の長い順に２号委員、３号委員、４号委員という形で、指定する方法をとらせていただいておりますので、今回も同様に提案させていただきたいと思います。 したがいまして職務代理者の加藤委員を１号委員、あと経験年数によりまして、瀧川委員が２号委員、岩崎委員が３号委員、後藤委員が第４号委員ということで、順次、委員議席について提案させていただきたいと思います。よろしくお願いします。
香遠教育長	ただいま説明がありましたとおり、１号委員の職務代理者の後は、委員経験年数の長い順に順次議席を定めることで、よろしいでしょうか。
委員全員	異議なし。
香遠教育長	異議なしと認めます。よって、委員の議席につきましては、これまでどおりの並びで指定します。 日程第３、議案第 68 号「佐渡市地域クラブ活動推進協議会設置要綱の一部を改正する告示の制定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
遠藤社会教育課長	遠藤社会教育課長 はい、社会教育課の遠藤です。よろしくお願いします。 私の方からは資料３ページ、佐渡市地域クラブ活動推進協議会設置要綱の一部を改正するについて説明させていただきます。こちらの設置要綱、第１条、第２条、第３条それぞれに、地域移行という文言が記載されております。 第１条読み上げますが、第１条 佐渡市立中学校（以下「中学校」という。）の生徒にとって望ましい部活動の環境の構築を図り、中学校における部活動の段階的な地域移行に取り組むためということで、これまでは学校から地域に移行するというそういう意味合いで文言使われていたところを、これを地域展開という言葉に変更させていただきたいというものであります。これが１条、２条、３条に記載されているものです。 そして大きく２点目としましては、第３条、こちらに委員委嘱する方が載せてありますが、小学校の校長会の代表の方を加えさせていただきたいというものです。 大きく３点目ですが、第８条に、これまで、今協議会の事務局を学校教育

	課に置いていったものを社会教育課に今年度から事務局を置くという、大きく３点の変更を、今回の改正でしたいと考えているものです。以上で説明を終わります。よろしくお願いします。
香遠教育長	ただいまの説明に対して質疑等ございますか。
香遠教育長	質疑なしと認めます。それではこれより採決を行います。本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。
委員全員	異議なし。
香遠教育長	異議なしと認めます、よって、議案第 68 号は原案のとおり可決されました。 次に日程第４、議案第 69 号から日程第 10 の意見交換３までは、人事並びに個人情報に関する内容及び市議会へ上程前の事項などが含まれていることから、教育委員会議規則第７条第１項の規定により、秘密会にしたいと思います。これに賛同する委員の挙手をお願いします。
委員全員	全員挙手
香遠教育長	全員挙手であります。 よって、議案第 69 号から意見交換３までは秘密会とすることと決定いたしました。これより解除されるまでの間、秘密会とします。 【秘密会】 ・議案 69 号「佐渡市母子生活支援施設条例の一部を改正する条例の制定について 」 余湖子ども若者課長、鬼施設長が説明し、原案のとおり可決された。 ・議案 70 号「佐渡市立松ヶ崎中学校区学校運営協議会委員の任命に係る専決処理について」 計良学校教育課長が説明し、原案のとおり承認された。 ・議案 71 号「佐渡市教育委員会職員の懲戒処分等について」 計良学校教育課長が説明し、原案のとおり可決された。 ・報告事項１「学校情報について」 野口管理主事が説明する。 ・意見交換１「佐渡市教育振興基本計画 （R9～R13）策定スケジュール(案)について」 計良学校教育課長が説明する。 ・意見交換２「保育園・学校再編統合計画見直しの進め方」 計良学校教育課長が説明する。 ・意見交換３「遠距離通学支援統一基準について」 計良学校教育課長が説明する。
香遠教育長	これで秘密会を解除したいと思います。ご異議ありませんか。
委員全員	異議なし。
香遠教育長	全会一致であります。これで秘密会を解除します。
香遠教育長	日程第 11「次回会議の開催日」について、事務局の説明を求めます。 【次回の会議は、６月 24 日（水）に定例会を開催したい旨を説明する。】
香遠教育長	以上で令和８年第６回佐渡市教育委員会定例会を閉会します。ありがとう

	ございました。 午後５時 52 分閉会